

一般事業主行動計画

〔第6回〕

職員が個々の能力を発揮し、仕事と生活（育児や介護）の両立を図り働きやすい職場環境の整備を行う。また、女性職員が多い本会において、更に女性職員が活躍できる環境を提供し、多様な人材が適材適所で活躍できるように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 働き方を推進するため、週2ノ一残業デイを継続し、月の1週間は週3日の「ノ一残業デイ」を実施し、有給休暇年間12日以上取得促進を継続して図る。

〈対策〉

- R8. 4～ 週2ノ一残業デイの実施を継続し、部署での周知を徹底。有給休暇の年間12日以上取得を目標。
- R8.10～ 各部署のノ一残業デイ及び有給休暇取得状況を把握。状況に応じて部署へ通知し、再度周知を徹底し、計画的なノ一残業デイ、有給休暇取得の推進。
- R9. 4～ 月の1週間は週3ノ一残業デイを段階的に実施。前年度の有給休暇取得状況を検証し、職員全員が年間12日以上取得できるよう部署内で検討。
- R10. 4～ 月の内1週間は週3ノ一残業デイの実施を継続。職員全員の有給休暇年間12日間以上取得を継続。

目標 2 仕事と生活（育児や介護等）の両立ができるよう職場環境の整備（継続）し、育児休業取得率 100%を目標とする。

〈対策〉

- R8. 4～ 育児や介護等のための制度・休暇取得について、社内報等で周知し、各部署体制の検討。
- R9. 4～ 育児や介護等の取得状況把握・分析
（柔軟な働き方に資する制度の利用実績）
育児や介護等による休暇取得者に必要に応じて本人・所属長・総務課による面談を実施。
- R10. 4～ 柔軟な働き方に資する制度の利用実績 10%UP 目標
育児や介護等による休暇取得者に必要に応じて本人・所属長・総務課による面談を実施。

目標 3 仕事と家庭との両立ができるよう帰宅しやすい環境を構築するため、各部署の時間外労働時間を月平均 10 時間以内としていく。

〈対策〉

- R8. 4～ 時間外労働の状況を把握し、時間数が多い部署の業務状況見直し含め検討し、各部署月平均 20 時間以内としていく。
- R9. 4～ 前年度の時間外労働の状況を把握し、時間外労働時間を減少していくため、更に業務改善を検討し、各部署月平均 15 時間以内としていく。
- R10. 4～ 継続して時間外労働の状況を把握し、更なる時間数減少をしていくため、業務改善を検討し、各部署月平均 10 時間以内としていく。